

# 高齢者に対する個別的支援（低栄養防止）業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は公募型プロポーザル方式により、高齢者に対する個別的支援業務委託の委託業者を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

高齢者に対する個別的支援（低栄養防止）業務委託

### (2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

### (3) 業務内容

「高齢者に対する個別的支援業務委託 仕様書」のとおり

### (4) 提案上限額

提案上限額は、次のとおりとする。

3, 214, 000円（税抜き）

3, 535, 400円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※内訳は、次の①～⑦の区分ごとに実績に応じた支払いとする。

①訪問指導の通知文発送

②再勧奨通知文発送

③日程調整

④初回支援（対面）

⑤中間支援（電話）

⑥最終支援（対面）

⑦業務全般に係る経費

## 3 参加資格

次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和7・8年度春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、「その他の業務」の業種に登録がある者であること。

- (2) 令和3年度以降に、地方公共団体において同種、同規模以上で、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施に関する指針（令和2年度号外厚生労働省告示112号）」または「標準的な健診、保健指導プログラム【令和6年度版】」に基づき、高齢者の保健指導業務または類似の保健指導業務を元請けとして契約を締結し履行した実績がある者。
- (3) 仕様書で定める委託業務について十分な遂行能力を有し、適正に執行できる体制を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 春日部市契約規則（平成17年規則第126号）第15条の規定により入札の参加資格の排除を受けていない者であること。
- (6) 告示日以後に春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 告示日以後に春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外を受けている期間がないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

#### 4 募集の手続き等

##### (1) スケジュール

内容	期間
公告	令和8年5月15日（金）
質問書の提出期限	令和8年5月26日（火）正午必着
質問書への回答	令和8年6月 3日（水）（予定）

参加申込書の提出期限	令和8年6月10日（水）午後5時必着
企画提案書等の受領期限	令和8年6月19日（金）正午必着
プレゼンテーション審査	令和8年6月30日（火）午後2時～
審査結果通知	令和8年7月上旬
契約締結 ・地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号の規定に基づく 随意契約	令和8年7月21日（火）（予定）

（2）公告及び実施要領等の公表

①公表期間

令和8年5月15日（金）から令和8年7月21日（火）まで

②公表の場所

市公式ホームページ（要領・様式のダウンロード可能）

（3）質問書の提出及び質問事項への回答（※質問がある事業者のみ）

①提出書類

仕様書等に関する質問書（様式1）

②提出場所

春日部市健康保険部健康課健康づくり担当（春日部市保健センター）

③提出方法

郵便、メール、直接持参

なお、メールの場合は、送付後電話連絡すること

④受付期間

令和8年5月26日（火）正午必着

⑤質問及び回答の公表方法

提出された質問に対する回答は、令和8年6月3日（水）までに、市公式ホームページに掲載

(4) 参加申込書の提出

① 提出書類

参加申込書（代表者印を押印したもの）（様式2） 1部

② 提出場所

春日部市健康保険部健康課 健康づくり担当（春日部市保健センター）

③ 提出方法

持参または郵送（送付後、電話連絡すること）

④ 提出期限

令和8年6月10日（水）午後5時必着

(5) 企画提案書等の提出

① 提出書類及び部数

下表の書類㉗～㉙について、提出すること。なお、審査用は複写可とする。

提出書類	部数	注意事項
㉗ 提案届出書 (様式3)	原本 1部 審査用 6部	代表者印を押印すること
㉘ 会社概要		任意様式・パンフレット可
㉙ 履行（業務） 実績（様式4）		記載した実績については、契約及び履行終了がわかる書類（写し）を添付すること。
㉚ 業務実施体制 (様式5)		記載した資格については、資格を証明できる書類（写し）を添付すること。
㉛ 企画提案書		「企画提案書作成要領」に沿って作成すること。
㉜ 見積書	1部	<ul style="list-style-type: none"><li>・（様式6-1）を使用すること。</li><li>・見積内訳は（様式6-2）を使用すること。</li><li>・見積り金額は、消費税を除いた額とすること。</li><li>・見積り金額が提案上限額を超える場合は、失格とする。</li></ul>

② 提出場所

春日部市健康保険部健康課 健康づくり担当（春日部市保健センター）

③ 提出方法

持参又は郵送

#### ④提出期限

令和8年6月19日（金）正午必着

### 5 選考方法

#### （1）選考内容

①企画提案書等の提出書類、見積書による評価

②プレゼンテーションによる評価

詳細は「6 プレゼンテーションのとおり」

③庁内の選考委員により①および②を評価し、合計点が最も高い者を契約予定事業者として決定する。

④審査項目は次のとおりとする。

1	事業の実績、スタッフ、安全管理について
2	価格について
3	個別的支援の実施内容及び特色等
4	利用率向上策
5	指導担当者の技術力

#### （2）合計点が最も高い者が複数の場合

見積額がより廉価であった者を契約予定事業者とし、さらに見積額が同額であった場合は、審査委員の協議により契約予定事業者を決定する。

#### （3）契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合

次点の者を契約予定事業者とする。

#### （4）参加申込者が1者の場合

審査を行い、審査の結果、契約予定事業者に選定された場合は、この1者と契約する。

### 6 プレゼンテーション

#### （1）日時

令和8年6月30日（火）午後2時～

詳細については、企画提案書受理後通知にて案内する。

#### （2）場所

## 春日部市保健センター 講習室 1

### (3) 出席者

4名以内（出席者のうち1名は、(様式5)で提出した業務責任者又は主たる業務従事者が出席すること）とする。

### (4) 実施時間

1社あたり30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）で、提出した企画提案書に沿ったプレゼンテーション及び内容等に関する質疑応答を行なう。

### (5) その他

スクリーン、プロジェクターは本市で用意するが、使用する場合は、事前に申し出ること。パソコン等の必要な物品については各自用意、持参すること。

表示内容は企画提案書からの抜粋とし、企画提案書に記載のない表示は行わないこと。また、当日の追加資料は認めないものとする。

## 7 結果通知

(1) 選考結果は書面にて、全ての参加事業者に通知する。

(2) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

## 8 契約の締結

(1) 本プロポーザルの選定結果後、契約予定事業者から提出された企画提案書等の内容について修正協議を行い、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。なお、修正協議が不調の場合は当該事業者との契約を断念し、次点の者を契約予定事業者とし協議する。

(2) 提案書の協議後、速やかに委託事業予定者を相手方とし、契約するものとする。ただし、その者が契約締結時までに参加資格要件を満たしていないと判断した場合や、辞退その他の理由から契約締結が不可能となった場合には、次点の者を契約予定事業者とする。

(3) 参加事業者が1者の場合でも、審査の結果、選定と判断された場合に

は契約を締結する。

## 9 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積り金額が予定価格を超えている場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

## 10 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。

### 【連絡先】

- ・春日部市 健康保険部 健康課 健康づくり担当（春日部市保健センター）
- ・所在地：〒344-0064  
埼玉県春日部市南一丁目1番7号  
〔東部地域振興ふれあい拠点施設6階〕
- ・電話：048-736-6778
- ・メールアドレス：hokencenter@city.kasukabe.lg.jp
- ・市公式ホームページ：https://www.city.kasukabe.lg.jp/